

確認検査手数料表

対象面積の区分(㎡)	基本額				追加手数料の額(円)			
	確認申請(円) ①、②、⑧、⑨	中間検査(円) 【確】⑨	完了検査(円) 【確】⑧、⑨	仮使用認定(円) 【確】⑧	建築物単体における適用ごと			建築物集団における適用ごと
					③ ルート2による構造計算 ※確認申請のみに加算します。	④ 高度な構造計算又は検証等方法 ※中間検査、完了検査又は仮使用に加算する場合があります。	⑤ バリアフリー法 ※完了検査及び仮使用認定にも加算します。	⑥ 天空率又は日影 ※確認申請のみに加算し、法第43条第2項二号の許可を除きます。
100以下	35,000	35,000	38,000	60,000	132,000	見積り	10,000	10,000
審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの	22,000	27,000	30,000					
100を超え200以下	48,000	40,000	43,000	65,000				
審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの	30,000	31,000	34,000					
200を超え500以下	66,000	54,000	58,000	89,000	132,000	見積り	15,000	15,000
審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの	43,000	44,000	47,000					
500を超え1,000以下	138,000	100,000	115,000	151,000				
1,000を超え2,000以下	250,000	150,000	179,000	238,000	198,000	見積り	20,000	20,000
2,000を超え3,000以下	296,000	241,000	272,000	375,000				
3,000を超え4,000以下	343,000	296,000	312,000	429,000				
4,000を超え5,000以下	416,000	343,000	343,000	472,000				
5,000を超え6,000以下	486,000	364,000	364,000	546,000				
6,000を超え7,000以下	535,000	415,000	415,000	623,000				
7,000を超え8,000以下	586,000	458,000	458,000	686,000				
8,000を超え9,000以下	615,000	486,000	486,000	729,000				
9,000を超え10,000以下	672,000	550,000	550,000	826,000				
10,000を超え50,000以下	1,110,000	629,000	644,000	965,000				
50,000超	1,859,000	1,093,000	1,222,000	1,834,000	396,000			

指定建築設備(1基ごと)	確認申請(円)		完了検査(円)		仮使用認定(円)	
	基本額	計画変更	基本額	再検査	基本額	建築と同時に認定
エレベーター・エスカレーター	36,000	18,000	30,000	15,000	33,000	26,000
型式部材等製造者認証であるもの	18,000	9,000	19,000	8,000	28,000	22,000
小荷物専用昇降機(フロアタイプに限る。)	35,000	18,000	30,000	15,000	28,000	22,000
法第12条第3項の規定による特定行政庁が指定する建築設備(1種ごと)	36,000	18,000	30,000	15,000	43,000	34,000

指定工作物(1基ごと)	確認申請(円)		完了検査(円)		仮使用認定(円)		
	基本額	計画変更	基本額	再検査	基本額	建築と同時に認定	
令第138条1項 煙突、柱、広告塔、高架水槽、擁壁	H ≤ 13m (擁壁H ≤ 5m)	28,000	14,000	30,000	15,000	33,000	26,000
	H > 13m (擁壁H > 5m)	45,000	23,000	46,000	23,000	69,000	55,000
法第88条第2項	遊戯施設【令第138条第2項第二号、第三号】	360,000	180,000	360,000	180,000	550,000	—
	上記以外のもの【令第138条第2項第一号、第3項】	45,000	23,000	46,000	23,000	69,000	—

# 手数料の算定基準（抄）※ご不明な点は、ご確認ください。

## 【確認申請】

① 手数料の算定方法は次によります。（※移転、増改築、大規模の修繕・模様替又は用途変更で、直前の確認による検査済証の処分がREJ以外の場合は、減額対象ではありません。）

一 新築・移転	当該建築物の床面積の合計とします。
二 増改築	イ 確認申請書第4面第12欄において申請以外の床面積がある場合 申請部分の面積に当該面積の2分の1を加算した合計とします。
	ロ 同一敷地内に用途上不可分の建築物がある場合は、イに関わらず別途見積りとなります。
三 大規模の修繕・模様替	当該建築物の延べ床面積の合計の2分の1とします。ただし、増築、改築、移転又は用途変更と同一に行う場合は、「新築・移転」の額とさせていただきます。
四 用途変更	イ 確認申請書第4面第12欄の申請部分の床面積となります。ただし、申請以外の床面積がある場合は、申請部分の床面積に申請以外の部分の床面積の2分の1を加算した合計とします。
	ロ 増改築（イに限りません）、大規模の修繕又は大規模の模様替と併願する場合は、「新築・移転」の額とさせていただきます。
	ハ イ又はロによる算定した面積が実状に応じていないと、REJが認める場合は、別途見積りとさせていただきます。

五 一の申請において複数棟（法第20条第2項を適用する建築物は除きます。次号において同じ。）ある場合は、前各号により算定した床面積の合計とします。  
 六 前各号にかかわらず、REJが別に定める建築基準関係規定の許可若しくは認定による場合の新築、増築、改築、移転又は用途変更（以下「建築等」といいます。）（棟別の建築等を含む。）又は、許可若しくは認定を受けた場合の建築等（いずれも、複数棟のそれらの行為を含む。）においては、別途見積りとさせていただきます。【中間検査・完了検査】【仮使用認定】にも適用

② 一の申請において複数棟（法第20条第2項を適用する建築物の各部分も含む。）や、構造上の別棟である建築物である場合は、構造計算をした棟数から1を減じた棟数に20%を乗じた数値を基本額に乗じた額（1,000円未満を切り捨てた額）に付して額を加算とさせていただきます。（計画変更及び中間検査にも加算します。）

③ 法第6条の3第1項ただし書の適用による場合には、加算となります。  
 ④ 「高度な構造計算若しくは検証等方法」とは、おおむね下記のメニューに該当するものとし、確認審査、各検査及び仮使用に応じ、別途見積りした額とさせていただきます。対象となるかの判断は担当者にお尋ねください。

高度な構造計算	特定天井を適用した建築物、限界耐力計算、免震建築物、エネルギー法の設計法による計算をした建築物
高度な検証等方法	避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画等検証法その他の検証法又は延焼防止若しくは準延焼防止建築物

⑤ バリアフリー法第14条第1項の規定の適用により特別特定建築物（同条第3項の規定により地方公共団体の条例の規定により付加される特別特定建築物を含む。）の適用を受ける建築物に加算となります。この場合において、「増築、改築又は用途変更」における手数料の算定方法は、①第二号及び第四号の列記以外の規定中「建築物」とあるのは「建築物の部分」と読み替えて準用します。  
 ⑥ 法第56条7項各号又は、法第56条の2第1項「本文」の規定の適用（※同項ただし書の場合は、①第六号となります。）による場合に加算となります。この場合において、「増築又は改築」における手数料の算定方法は、①第二号を準用します。  
 ⑦ 法第6条第1項第一号から第三号までに掲げる建築物に、昇降機が含まれる場合は、第5条の昇降機の区分に応じた額を加算します。その場合「小荷物専用昇降機（フロアタイプに限る。）」とあるのは「小荷物専用昇降機」と読み替えて適用します。（完了検査又は仮使用にも加算します。）  
 ⑧ 「審査及び検査の特例を受ける建築物としてREJが定めるもの」とは、構造計算を要しないもの及び型式部材等製造者認証であるものをいいます。なお、一の申請に2以上の建築物（指定建築設備を除きます。）の計画がある場合は、その全ての計画が法第6条の4の適用を受ける建築物の計画をいいます。（中間検査又は完了検査にも適用します。）

建築物の種類	構造計算書の種類	適用の可否
法第20条第1項第四号イ	木造、補強コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等	○
令第80条の2	平成19年国土交通省告示第1119号（枠組壁工法、プレストレストコンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造）	○
	上記以外の構造方法	×
	例：丸太組構法、アルミニウム合金造	○

備考 法第6条第1項第一号のみに該当する建築物の場合は、「法第6条の4の適用を受ける建築物」に該当しないため、この取扱いの対象外となります。  
 ⑨ 一戸建ての住宅等に関し、複数申請の場合は、表示額から1,000円を差し引きます。（中間検査又は完了検査にも適用します。）  
 ⑩ 計画の変更をする手数料の算定方法（変更前の原形をとめないもの又は、直前の確認がREJ以外の者から受けているものは減額対象ではありません。）は、次の各号によるものとする。この場合において、算定した額が10,000円未満となる場合は、10,000円とし、1,000円未満の端数が生ずる場合は、1,000円以下の額を切り捨てた額を適用します。  
 一 ①により算定した額の2分の1の額とします。  
 二 計画変更により②から⑧までの審査を要することになったものは、②から⑧までの例により算定した額も加算します。  
 ⑪ 計画の変更を除き、REJが指定するフロッピーディスク等を用いて行う場合は、本表の表示額から1,000円を差し引いた額とします。（仮使用認定、建築設備、工作物も同じ。）  
 ⑫ 法第6条の3の規定に基づく特定構造計算基準、又は特定増改築構造基準による構造計算を行う場合は、建築確認申請基本額の10分の1を加算した額とします。  
 なお、この場合において、算定した額が10,000円未満となる場合は、10,000円とし、1,000円未満の端数が生ずる場合は、1,000円以下の額を切り捨てた額を適用します。

## 【中間検査・完了検査】

① 中間検査において、この表の床面積の適用は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める床面積について算定します。  
 一 基礎の工事に係る工程の場合 対象建築物の最下階に該当する部分の床面積とします。  
 二 前号以外の工事に係る工程の場合 対象建築物の検査対象となる階以下の階の床面積の合計とします。  
 ② 直前の確認又は中間検査合格証の処分がREJ以外の者から受けている場合の床面積の算定方法は、基本額に次の条件に係る床面積の合計による額を加算します。

一 【確認申請】①の第一号  
 二 【確認申請】③から⑥まで又は⑧までを適用された計画である場合は、【確認申請】③から⑥まで又は⑧の例により算定した額

③ 省エネ判定対象建築物の完了検査における加算額（当該合計に1,000円以下の額が生じた場合は当該額を切り捨てた額。以下同じ。）は下表によります。  
 なお、仮使用認定においては、「完了検査の手数料」を「仮使用認定の手数料」と、「検査対象床面積」を「仮使用認定に係る部分の床面積の合計」とそれぞれ読み替えて適用となります。）

対象建築物であり、全てが計算対象である場合	完了検査の手数料 × n%
対象建築物であり、その一部が計算対象である場合	完了検査の手数料 × (n% × 省エネ判定対象部分の床面積 / 検査対象床面積)
対象建築物であり、全てが計算対象外の室のみで構成されている場合	33,000円
備考 n: 1類は80%、2類は60%、3類は40%	

④ 省エネ判定の軽微変更に係る手数料に係る規定は、建築省エネ法適合判定業務手数料規程で定めます。  
 ⑤ 検査の引き受けを行った後、やむを得ない理由以外の理由で、検査を行う前日の17時30分を越えて検査の延期、又は取り止める場合はキャンセル料として検査手数料の10分の1の額を徴収することがあります。（仮使用認定にも適用します。）  
 ⑥ 中間検査の結果において計画変更の再検査、又は一完了検査の結果において再検査の手数料は、検査対象床面積に10分の1を乗じて得た面積として前各項を適用とします。  
 ⑦ 遠隔地としてREJが指定する区域に完了検査、中間検査、又は仮使用認定を依頼する場合は、「対象床面積」に応じて、別に定める出張旅費規程による額を検査手数料に加算します。この場合は、⑤及び⑥についてはそのままの適用とさせていただきます。  
 ⑧ 完了検査で追加図書を提出した場合は、確認申請の①により算定した額の2分の1の額を追加手数料として徴収します。  
 なお、この場合において、算定した額が10,000円未満となる場合は、10,000円とし、1,000円未満の端数が生ずる場合は、1,000円以下の額を切り捨てた額を適用します。

## 【仮使用認定】

① 仮使用認定に係る建築物の部分（当該建築物に指定建築設備が含まれる場合又は、当該建築物が存する範囲に指定工作物を含む場合は、それらを含みます。）の床面積の合計について適用します。この場合において、建築の仮使用認定と同時に申請を適用することができます。  
 ② 当該認定において、一の認定を継続するために、あらかじめ変更される場合を想定した仮使用区画が含まれる場合の額は、前項の額に34,000円を加算します。  
 ③ 当該認定において、【確認申請】④及び⑤を適用された計画である場合は、【確認申請】④及び⑤の例により算定した額を加算します。  
 ④ 直前の確認又は中間検査合格証の処分がREJ以外の者から受けている場合の床面積の算定方法は、基本額に次の条件に係る床面積の合計による額を加算します。

一 【確認申請】①の第一号  
 二 【確認申請】③から⑥まで又は⑧までを適用された計画である場合は、【確認申請】③から⑥まで又は⑧の例により算定した額

⑤ 仮使用認定をREJで受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料は前四項を適用した額（REJ以外の者から受けた建築物の認定の内容を変更して、再申請する場合の認定手数料の前項各号の規定は、前項本文中「適用した額」とあるのは「適用した額に1.5倍を乗じた額」とします。（仮使用認定にも準用します。）

仮使用部分の区画の位置に変更がなく、当該部分の変更をする場合	REJで受けたもの	REJ以外の者で受けたもの
仮使用認定を行う部分（床面積）が増加する部分を含む場合	50%	75%
建築基準法施行規則第3条の2に該当する軽微な変更による認定手数料の額	床面積以外の部分の床面積	床面積以外の部分の床面積に1.5倍を乗じた額
	34,000円	55,000円

⑥ 仮使用に係る検査において、完了検査を受けようとする機関が異なる場合で、仮使用認定に係る検査に当該機関の同行を要する場合は、前各項の額に当該機関の完了検査に係る額を申しあげさせていただきます。  
 ⑦ 指定建築設備及び指定工作物に係る仮使用認定で、直前の確認の処分がREJ以外の者から受けている場合は、本表の額に確認に係る基本額とします。